

令和6年度版

プラスチック製容器包装と プラスチック製品類の違い



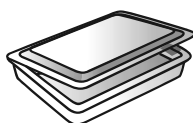
小諸市ごみ減量キャラクター

げん
減ちゃん

プラスチック製容器包装とは…

『商品』を包んでいたり、保護していたビニールやプラスチック素材の容器・包装類のことです。

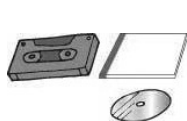
例えば…お菓子の外袋、プリンやヨーグルトなどのプラスチック製容器、シャンプーや油のボトル、梱包用の発泡スチロール、エアークッション、食品トレイ、錠剤のシート



このマークが目印です！

「間違えやすいごみ」

- プラスチック製品類… おもちゃ、ざる、かご、衣装ケース、ビデオテープ、（プラマークの無いもの） スプーン、密閉容器、お弁当箱、CDやCDのケース、ハンガー、植木鉢、バケツ、洗面器



※これらは燃やすごみです。

●紙マークの有るカップ麺の容器



※コーティングがされた紙容器なので燃やすごみです。

●ペットボトルマークのあるもの



※本体は、ペットボトルです。ラベルとふたは、プラスチック製容器包装です。

汚れたままのものが、プラスチック製容器包装の指定袋に混入しています。
汚れが落とせないものは燃やすごみで出して下さい。



※ライター、スプレー缶、カミソリ、注射針などの危険物はプラスチック製容器包装指定袋に入れないでください。

分別に迷ったら
「ごみサク」へ

